

# 障害者虐待事例集

平成 28 年 3 月  
長崎県障害福祉課

## はじめに

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、3年が経過しました。長崎県内では年々障害者虐待の通報件数が増加しており、虐待と認定した件数も増加傾向にあります。

その一方で、障害者虐待に関する専門的知識や経験を有する市町職員が少なく、障害者虐待に適切に対応できる体制やネットワークをいかに確保していくかが大きな課題となっております。また、障害者福祉施設等においては、不適切な支援が虐待へとエスカレートしている事例が散見されており、管理者をはじめ従事する方々が障害のある人に対する人権意識を高め、組織的に虐待防止に取り組んでいくことが重要です。

このような状況を踏まえ、障害のある人の支援に携わっている市町職員をはじめ、障害者虐待防止センター、相談支援事業所、障害者福祉施設等に従事する方々に、障害者虐待に対する理解を深めていただき、今後の対応に活用していただくため、これまでに長崎県内で発生した障害者虐待の実例の中からいくつかを事例として紹介させていただくこととしました。

このたびの事例集作成にあたり、事例をご提供いただきました長崎県内各市町の皆様をはじめ、貴重なご助言をいただきました佐野総合法律事務所の佐野竜之弁護士、長崎純心大学の松永公隆教授に感謝申し上げますとともに、本事例集が障害者虐待の対応に日々尽力されている関係者の皆様のご参考となれば幸いです。

平成28年3月  
長崎県障害福祉課

## 目 次

### 養護者による虐待

- ①行政主導で施設入所を行った事例 …1
- ②身体的虐待により緊急保護した事例 …3
- ③身体的虐待を受け、関係機関が見守りを続けている事例 …5

### 障害者福祉施設従事者等による虐待

- ①複数の利用者に対し、複数の職員から長期間にわたり虐待が繰り返された事例 …8
- ②女性利用者が職員から複数回にわたり性的虐待を受けた事例 …12

※事例内容につきましては、実際に長崎県内の各市町及び県に寄せられた通報内容及び調査結果を参考に加工したものです。

※使用者による虐待につきましては、今後追記していきます。

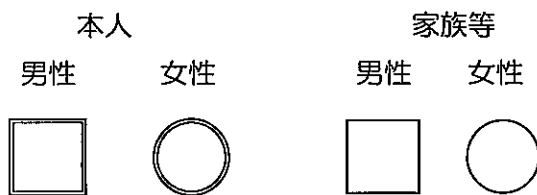
### 参考資料

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 …15

### 参考

#### 《家族構成（ジェノグラム）の見方》

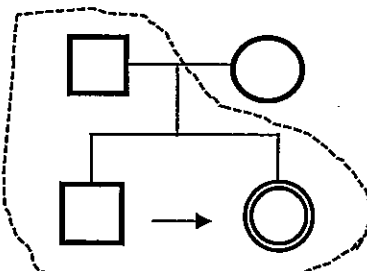
家族構成を図式化したもので、本人（被虐待者）を中心に家族関係を表記している。



- ・同居は破線で囲んでいる。
- ・婚姻関係は、図形同士を実線で結び、子どもがいる場合は、婚姻を表す線の下にぶら下げて表記している。
- ・虐待者と被虐待者の関係を  $\longrightarrow$  で表記している。

## 養護者による虐待①

### 行政主導で施設入所を行った事例

被虐待者（本人）		虐待者	
年齢	40代	年齢	50代
性別	女性	性別	男性
障害種別	身体障害（手帳1種1級） 知的障害（療育手帳A1）	被虐待者との続柄	兄
障害支援区分	区分6	被虐待者との同居・別居	同居
身体状況	体幹の機能障害により座っていることができない	家族構成（ジェノグラム） 	
経済状況	生活保護受給		
居住の状況	持ち家		
福祉サービスの利用状況	居宅介護		
家族の状況	本人、父、母の3人暮らしであったが、本人を主に介助していた母が脳梗塞で入院することとなり、主な介助者がいなくなった。また併せて、父の認知症状が顕著となっていった。母が入院して間もなく、兄が失業して帰郷し、同居することとなった。		

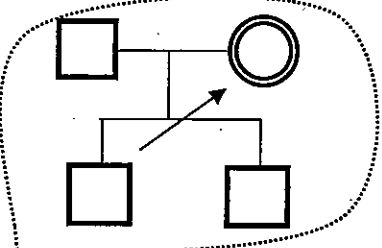
虐待類型	放棄・放任（ネグレクト）
ケース概要	<p>1年ほど前に本人を主に介助していた母が脳梗塞で入院し、父の認知症状が顕著となった頃から、本人の介助（世話）が不十分となり始めた。結果、本人の体重減少や皮疹（汗疹）が見られ始めた。</p> <p>母が入院して間もなく、兄が失業して帰郷し、同居することとなったが、兄は本人の世話をするものの、夜中の2～3時に就寝中の本人を起こし、強引に食事を与えていた。これにより本人の生活リズムが崩れ、ヘルパー訪問時には衣類に食物残渣や吐物様の汚染が見られた。また、訪問時、室内は尿臭が強く、脱衣させると衣類は尿汚染がひどい状況であった。</p>

市町の対応経過	
通報の受理	ホームヘルパーより担当課へ情報提供があり、母に片麻痺の症状が見られたため病院受診を勧めたが、受診していない様子とのこと。この世帯は生活保護受給世帯のため、生活保護のケースワーカーが自宅訪問し、救急車で病院に搬送した結果、脳梗塞が判明し、入院となった。母の入院後、本人の介助者がいなくなり、体重減少など問題が生じるとのこと、担当課が対応することとなった。
事実確認	ホームヘルパーからの情報提供後、行政主導による施設入所と判断するまでの5か月間、全21回の家庭訪問により事実を確認した。
コア会議等	全5回の会議を開催した。 会議メンバー：担当課（高齢者支援班、障害福祉班、生活保護班、ケアマネジャー、主任ヘルパー）。
支援の実施	定期的に訪問し、本人の体温・血圧測定及びその他生活状況を確認。また、兄には施設入所を検討するよう再三にわたり勧めた。 度重なる訪問の上、「訪問看護の利用を近医へ相談すること、施設入所に向けて県内施設を見学すること」を再三にわたり依頼してきたが進展が見られないこと、定期的に風邪・インフルエンザなど体調管理が重要な時期になることから、コア会議により行政主導による施設入所を判断した。 その後、本人へ説明を行い、同意（表情（笑顔、頷き））が得られた。また、父に説明をしたが、認知症のため理解できるような状況ではなく、母と兄には説明し同意を得た。 施設入所へ向け、県内障害者支援施設の空き状況確認の電話や訪問、病院への入院相談を行った。入所先が見つかった後は、入所前の面談の日程調整、同行・同席、入所施設との連絡調整（施設と兄との間の連絡事項の伝達・取次ぎ）、入所時の同行などの支援を実施した。 なお、成年後見制度の申し立ては父母及び兄がいるため、行政では行わなかった。
結果	県内の障害者支援施設へ入所することとなった。

活用した社会資源	居宅介護事業所、病院、医師、障害者支援施設
担当者の所見	<p>【支援体制・連携体制】 父は認知症、母は入院、兄は非協力的であったため、対応に苦慮した。このケースの場合、兄に協力を得られれば行政主導で行うことなく、通常の施設入所となっていた。家族の協力を得られることの困難さを痛感した。</p> <p>【居室の確保】 今回のケースの場合、緊急性はそれほど高くはなかったが、緊急性が非常に高い場合の一時避難場所の確保が必要ではないかと思われた。</p> <p>【今後の対応】 障害者支援施設は、永住（定住）の場所ではなく、今後本人の状況を見ながら、最適なサービスの提供と居場所の検討が必要であると考えます。</p>

## 養護者による虐待②

### 長男からの身体的虐待により緊急保護した事例

被虐待者（本人）		虐待者	
年齢	50代	年齢	20代
性別	女性	性別	男性
障害種別	精神障害（不安神経症、手帳なし） 知的障害（療育手帳B2）	被虐待者との続柄	長男
障害支援区分	非該当	被虐待者との同居・別居	同居
身体状況	特に問題なし	家族構成（ジェノグラム） 	
経済状況	困窮状態 障害年金2級受給		
居住の状況	借家（一戸建て） かなり老朽化している		
福祉サービスの利用状況	福祉サービスの利用なし 週1回訪問看護を利用		
家族の状況	本人、夫、長男、次男の4人暮らし。夫は日雇いで働いているが、自宅になかなか帰って来ない。ギャンブル依存症で、ギャンブル等に給料を使い果たしている。長男は引きこもり、次男は交際相手の家に入り浸り、時々帰って来るが、家の事には関心が無く関与もしない。生活費は本人の障害年金のみで、長男が管理している。家族全員が揃う事も無く、意思疎通も取れていない。それぞれが自分の思う様に生活している状態。		

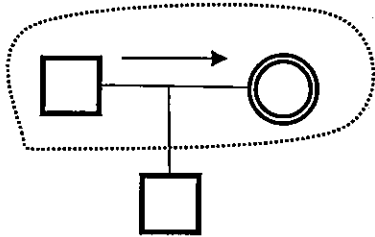
虐待類型	身体的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待
ケース概要	本人の障害年金を長男が管理しているが、本人に最低限の通院費等しか渡さない。本人が「水を飲みたい」と冷蔵庫よりペットボトルを取ると、長男が怒り、「そんなに飲みたいなら飲ませてやる」とペットボトルを口に突っ込む。本人が「タバコを吸いたい」と言うと、長男が後ろから蹴る、殴る等の暴力を振るう。酷い口調で罵り、本人が「具合が悪い」と言っても放置される。障害年金も全て生活費等に取りられてしまっている状態。居住環境は劣悪で、ゴミが散乱し、ゴミ屋敷状態である。

市町の対応経過	
通報の受理	訪問看護より虐待ではないかとの相談が相談支援事業所へ入り、相談支援事業所より市の虐待防止センターへ通報。
事実確認	通報者等からの聴き取りで事実確認。その後、サービス等の必要性はないか確認するため、家庭訪問を行う。長男は姿を見せなかったが、本人からは、「辛い」等の発言があった。数日前にリストカット等もあり、緊急対応が必要な状態であった。
コア会議等	市担当課と虐待防止センターでコア会議を開き、虐待と認定した。緊急保護も必要な状態であるが、本人の状態が不安定で、医療面での支援が必要とも判断されたため、主治医と訪問看護等含め支援会議を先に行う事を決定する。
支援の実施	本人、主治医、訪問看護と支援会議を実施。主治医より本人に入院を勧め、早急に入院で緊急保護する事を決定する。本人も同意し、そのまま入院となり、家族には病院より連絡。その後、担当課、主治医が夫、長男と面接し、現状の報告と虐待であることの説明を行う。夫も事実を知らない状態であり、「今後は厳しく監視する」と話した。長男も「何度もタバコ、水と訴えが多いのでついつい逆上した」と反省の弁を述べた。
結果	本人が入院している間に、必要な治療と家族調整を行った結果、他の親族も協力するとの意見もあり、本人も落ち着いた時点より一時外泊を数回行い、最終的に退院と共に家族と同居を開始。ホームヘルパー等も導入し、日中は就労継続支援B型事業所を利用している。

活用した社会資源	相談支援事業所・訪問看護・病院・就労継続支援B型事業所・訪問系サービス事業所
担当者所見	<p>【緊急保護施設の確保】 このケースでは、医療施設が緊急保護の役割を担ったが、他の福祉サービスでの緊急保護施設の整備が急務の課題と感じた。</p> <p>【訪問理由の検討】 初回相談から初回訪問を行う際に、虐待防止センターで訪問すると警戒される傾向にあるので、訪問理由を慎重に検討する必要がある。</p> <p>【事実確認の困難さ】 事実確認を適切に行わないと、被虐待者と虐待者の言い分のニュアンスが違う為、訴えのみを鵜呑みにできない場合もある。ソーシャルワーク技術の研修等積み重ねていく必要を感じている。</p>

### 養護者による虐待③

#### 身体的虐待を受け、関係機関が見守りを続けている事例

被虐待者（本人）		虐待者	
年齢	30代	年齢	40代
性別	女性	性別	男性
障害種別	精神障害（統合失調症、手帳2級）	被虐待者との続柄	夫
障害支援区分	区分2	被虐待者との同居・別居	同居
身体状況	膝（体重過多）、腰に痛みがあるが、おおむね良好	家族構成（ジェノグラム） 	
経済状況	生活保護受給 障害基礎年金2級受給		
居住の状況	持ち家 ゴミ屋敷のような状態		
福祉サービスの利用状況	就労継続支援B型、相談支援 ※居宅介護も利用していたが、家の状況から事業所側が対応不可とのことで、利用を中断している。		
家族の状況	本人、夫の2人暮らし。長男は児童福祉施設に入所している。本人の母親は遠方に住んでおり疎遠である。以前、親戚が家の片付け等の支援を行ったが、最近は連絡をとっていない。		

虐待類型	身体的虐待
ケース概要	<p>本人は被害妄想や不安が強く、社会福祉協議会に日常的に相談があっていた。相談内容は主に夫のことで、「夫には愛人がいる」、「夫が小遣いを少ししかくれない」「もっと夫に構って欲しい」等の言動があっていた。夫との関係は悪く、口論になることも多かったため、就労継続支援B型事業所や相談支援事業所から短期入所や共同生活援助の体験利用等を勧めていたが、本人の不安が強く、夫との別居も希望していなかったため、利用には繋がっていなかった。</p> <p>以前より日常的な相談を受けていた社会福祉協議会の職員が、本人の臀部の傷を発見し、本人へ確認したところ、「夫と口論になり、柄のついた帯で臀部を叩かれた」との訴えであった。</p>



	対応経過
通報の受理	<p>以前より相談を受けていた社会福祉協議会の職員が本人の臀部の傷を発見し、本人へ確認したところ、「夫と口論になり、夫から柄のついた箒で臀部を叩かれた」とのことであったため、市へ通報があった。</p> <p>通報後、コアメンバーで事実確認の方法と役割分担の協議を行った。</p> <p>通報者より緊急性はないことを確認したが、就労継続支援B型事業所へ連絡し、本人の状況確認を行った。臀部の傷について病院受診済みであること、事業所職員の目視で緊急性はないことを確認。事実確認の日程調整を事業所を通じて行った。</p>
事実確認	<p>通報から2日後に就労継続支援B型事業所にて本人へ事実確認を行った。本人は通報内容に間違いはないが、「夫とこのまま暮らしたい」との希望があった。</p> <p>また、短期入所やグループホームへの入居について説明し、一時的な分離等も可能であることを提案したが、本人が希望しなかった。</p> <p>傷の確認については、「事業所職員ならば見せても良いが、臀部を市担当へ見せるのは恥ずかしい」とのこと、事業所職員に経過を観察してもらうこととなった。</p> <p>本人への事実確認後、コア会議にて、虐待者である夫への確認方法について協議。生活保護課の家庭訪問時に行うことを決定した。</p> <p>通報から9日後、保護課同席のもと家庭訪問を行い、夫へ虐待の有無を確認。夫はケンカをして叩いたことを認めた。虐待の説明等を行い、今後は行わないと確認した。</p>
コア会議等	<p>①通報後、事実確認の方法や役割、対応等について協議</p> <p>②本人への事実確認後 本人の希望の確認、夫への事実確認方法について協議</p> <p>③夫への事実確認後、今後の対応、関係者での支援会議の開催等について協議</p> <p>④関係者を集めて支援会議を開催し、支援状況の確認、情報の共有、役割分担、今後の支援等について協議</p> <p>⑤コア会議において、アセスメント集約、課題の整理</p> <p>⑥虐待対応計画(案)作成 コア会議にて確認</p> <p>⑦虐待対応計画の作成</p>
支援の実施	<p>虐待対応計画に基づき、関係事業所が役割分担を行い、支援を実施した。</p> <p>○就労継続支援B型事業所…支援の継続、傷の経過観察</p> <p>○社会福祉協議会…福祉センターでの入浴の際に傷の確認、日常的な相談の継続</p> <p>○相談支援事業所…モニタリング時期の見直し(6ヶ月→3ヶ月へ)、定期的な見守り</p> <p>○生活保護課…家庭訪問を通して、家庭状況の把握、夫への支援(状況確認)</p> <p>○福祉課…通報に関する支援体制の整備、評価等の支援会議の実施</p>
結果	<p>通報後、夫からの虐待は行われていない様子である。支援会議開催後からおおよそ3か月を目処に再度支援会議を開き、支援実施内容の報告とコアメンバーによる評価を行う予定であったが、本人が精神科に入院(医療保護入院)したため、支援会議は行っていない。今後も支援を継続していく予定である。</p>

活用した社会資源	社会福祉協議会、就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、市生活保護課
担当者の所見	<p>【社会資源を活用した虐待対応】          本人は福祉サービスを利用しており、生活保護も受給していたため、関係する支援機関が多く、情報の把握を早急に行えた。          また、本人は不安が強いため、信頼している事業所職員の立会いのもと事実確認を行ったことで、本人の不安を軽減し、スムーズに事実確認が行えた。          夫に関しても、連絡がとりづらかったため、生活保護のケースワーカーと一緒に家庭訪問することで聴き取りを行うことができた。</p> <p>【本人の思いと関係者からみる支援の必要性の差について】          虐待通報が行われる前から、夫に対する不満や夫の言動で不安定になることが日常的にあっていたため、関係者では短期入所や共同生活援助等の利用の必要性を感じていたが、本人は今の環境を変えることに対する不安や夫と離れたくない等の気持ちから、利用を希望しなかった。今回の通報では緊急性はなかったため、本人の意向を尊重したが、分離の必要性がある場合の本人の理解の困難さを感じた。</p> <p>【その他の課題等】          本ケースは、自宅に犬猫の糞尿や死骸等があったり、土足で家の中を行き来する等、生活全般に支援が必要と思われるケースである。近隣からの苦情もなく（牛を飼っているため臭いが消されている）、強制的な介入は出来ない。本人は片付けたいとは思いますが、片づけを上手くすることができず、夫は動物を連れてくるばかりで片付けようとする気がない。本人、夫とも家を離れる気もない。          家族での解決は困難であることから、関係機関で支援会議を行った後、遠方の親戚に片づけてもらい、ヘルパーを導入したが、すぐに元通りの状態に戻ってしまい、ヘルパーの本来の提供が難しく、利用困難となった。現在は、重要な支援課題ではあるものの、具体的な支援に繋がらない状況である。今後も関係機関との支援会議等を継続して行い、解決が図れるよう、長期的な支援課題としている。</p>

## 障害者福祉施設従事者等による虐待①

複数の利用者に対し、複数の職員から長期間にわたり虐待が繰り返された事例

### 1 被虐待者の状況

年齢・性別	70代男性2名、50代男性1名、40代男性1名、40代女性2名、30代女性1名（合計7名）
障害種別	身体障害（手帳1種1級～2級所持）
障害支援区分	区分4：3名、区分5：2名、区分6：2名
利用しているサービス	施設入所支援、生活介護

### 2 虐待職員の状況

年齢・性別	20代男性4名、40代男性1名、20代女性1名、30代女性1名（合計7名）
職種	介護福祉士、生活支援員

### 3 虐待の種類 身体的虐待、心理的虐待

### 4 事例の概要

男性介護福祉士が寝たきりの男性利用者を介助中、男性が言うことを聞かなかったため、右腕などを拳で数回殴り、尺骨を骨折させる重傷を負わせたほか、複数の職員による複数の利用者に対する身体的虐待または心理的虐待が、長期間に亘り日常的に繰り返されていた。理事長や施設長は虐待の疑いがあることを把握していたが、虐待ではなく、事故として処理していた。通報を受けた県は、特別監査を実施し、法人に対する行政処分（改善命令）を行った。なお、虐待職員は傷害容疑、虚偽答弁等で逮捕、起訴された。

### 5 対応経過

通報の受理	県へ「施設職員による利用者への身体的虐待及び暴言が行われている」との通報があり、翌日にはA市からも障害者虐待（身体的虐待、心理的虐待）の報告書が届いた。
安全確認、事実確認（通報後5日）	県及びA市の合同による職員及び利用者からの聴き取り調査を実施。調査の結果、虐待を目撃したり、話を聞いたりしたことがあるとの複数の証言が得られたため、今後特別監査に入ることを決定。
事実確認（通報後11日）	県による特別監査を実施し、全職員及び全利用者からの聴き取り、事故報告書、看護記録、支援記録等の書類を確認した。（通算19日間実施）
関係機関との連携	警察からの捜査関係事項照会に基づき、情報提供。

結果	利用者に対する身体的虐待等の人権侵害が認められたほか、法人運営が著しく適正を欠く状態が認められたため、県は法人に対する改善命令を行い、当面の間、新規入所者の受け入れ停止の処分を行った。
----	----------------------------------------------------------------------------------------------

## 6 主な虐待行為及び虐待が発生した背景

認められた虐待行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士が利用者を殴打し、尺骨を骨折させた。</li> <li>・介護福祉士が利用者を殴打し、肋骨を骨折させた。</li> <li>・生活支援員が利用者を殴打し、鼻骨を骨折させた。</li> <li>・複数の介護福祉士、生活支援員が利用者の顔を平手で叩く、腕をねじ上げるなどの行為を行った。</li> <li>・介護福祉士が利用者に「外に出すよ」「(強い口調で) 静かにせんね!」「うるさか!」などの暴言を吐いた。</li> <li>・利用者が大声を出した時に、介護福祉士が屋外へ出すなどの乱暴な言動があった。</li> </ul>
虐待が発生した背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前理事長は、複数の通報、投書の報告を受けて虐待の疑いを知りながら、適切な対応を怠った。</li> <li>・前理事長は、県へ原因不明とする虚偽の報告を行わせた。</li> <li>・前理事長の過度な介入により、施設長が短期間で交代することが続き施設長が指導力を発揮したり、問題解決に取り組むことが難しかった。</li> <li>・管理監督者（施設長、副施設長、サービス管理責任者、主任、副主任）は、特別監査中、支援員の指導監督を怠っていたため、さらに別の支援員による加害行為を発生させた。</li> <li>・施設長は、虐待の疑いを知りながら、調査、事故報告書の作成、県への報告を行わないなど適切な対応を行わず、放置した。また、利用者の家族に原因不明の事故として虚偽の報告をした。</li> <li>・職員の入れ替わりが激しく、十分な指導や教育が行われず、不十分な知識と技術で介護に従事する状態が続いていた。</li> </ul>

## 7 県の対応

改善命令の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な法人運営を招いた前理事長の責任を明確にするとともに、今後も法人運営に関与しない体制を確立すること。</li> <li>・虐待行為及びその管理監督責任について内部調査を行い、関係職員の適正な処分を行うこと。</li> <li>・検証委員会は前経営陣や法人関係者を排除したうえで、利用者等の代表を含む構成とすること。また、虐待原因やその対応について、関係者の聞き取りなどにより検証すること。</li> <li>・虐待再発防止策の実施と研修等を通じて職員の人権意識、知識や技術の向上を図ること。</li> <li>・苦情解決体制の充実を図ること。</li> <li>・利用者、家族等への損害賠償について、使用者責任を果たすこと。</li> <li>・改善措置実施結果を利用者等に説明し、透明性を確保すること。</li> </ul>
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8 施設側の主な対応

法人及び施設の運営体制の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前理事長は引責辞任し、前理事長が法人運営に関与できない体制を構築した。</li> <li>・前経営陣や法人関係者を排除するとともに、家族会会長を法人の評議員に選任し、法人運営体制を刷新した。</li> <li>・指導力や人望、障害者の介護に関する知識や経験を備えた新しい施設長を選任した。</li> <li>・形骸化していた虐待防止委員会の運営を改善し、毎月1回開催することとした。</li> <li>・現在実施している取り組みが適正に運用されているか、第三者的立場からチェックを受ける体制を構築した。</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動により、経験豊富な職員を配置し、介護現場での実践を通して介護技術の習得を指導している。</li> <li>・外部講師の研修や職員による自主的な研修プログラムを策定し、毎月実施している。</li> </ul>
利用者及び家族への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者家族に対する損害賠償を行った。</li> <li>・利用者及び家族に対して改善実施結果を説明した。</li> <li>・施設と家族が相互に連携して福祉の向上を図るために家族会を発足させた。</li> <li>・苦情解決第三者委員を利用者懇談会に参加させ、利用者及び家族からの苦情・相談などを受け付けている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証委員会（外部の福祉施設関係者1名、弁護士1名、学識経験者2名、家族会代表1名で構成）を立ち上げ、第三者の立場での検証を行った。</li> <li>・法人内の全施設で虐待調査を実施し、県へ報告した。</li> <li>・職員や利用者が通報できるように障害者虐待防止センターのポスターを施設内に掲示した。</li> <li>・虐待職員に対して懲戒解雇又は降格処分を行った。</li> </ul>

## 9 考察・分析

通報義務の徹底	<p>今回の事例は、長期間に亘り虐待行為が継続し、エスカレートしていったことから、虐待の疑いを発見した者は速やかに通報する義務があることを管理者をはじめ全職員が認識し、虐待行為に対して早期に介入していくことが大切である。</p>
設置者及び管理者の意識改革	<p>設置者及び管理者は虐待と疑われる報告書があるにもかかわらず、適切な対応を怠ったため被害が拡大している。設置者及び管理者は、虐待はいつでも起こりうるという危機管理意識を持ち、日頃から虐待防止に取り組んでいく姿勢が重要である。そのために、設置者及び管理者に対して、県が実施する虐待防止・権利擁護研修会の受講を徹底していくことが必要である。</p>

開かれた施設運営	入所施設は密室性が高く、入所者も重度の障害者が多いため、虐待行為がなかなか表面化しない場合が考えられる。第三者や利用者の家族の参画等により虐待防止委員会を設置するなど、外部からのチェック機能を持たせたり、ボランティアや見学の受け入れ等、外部の目が入る体制を確保したりしていくことが大切である。
支援技術の向上	今回虐待の被害に遭った利用者は、意思表示が困難な利用者であった。意思表示が困難又はコミュニケーションが取りにくい利用者に対して、個々の障害に応じて対応できる援助技術を習得するための研修等を実施し適切な支援技術を施設全体で共有していくことが大切である。
苦情解決体制の充実	利用者が意見を言いやすい環境を整備するとともに、特に意思表示が困難な利用者の特性に応じた苦情解決の体制をつくり、利用者にとって安心した生活を保障していくことが大切である。

## 障害者福祉施設従事者等による虐待②

### 女性利用者が職員から複数回にわたり性的虐待を受けた事例

#### 1 被虐待者の状況

性別	女性
障害種別	知的障害
障害支援区分	区分1
利用しているサービス	宿泊型自立訓練

#### 2 虐待職員の状況

性別	男性
職種	宿直職員

#### 3 虐待の種類 性的虐待

#### 4 事例の概要

宿直時の事業所内で、宿直職員が女性利用者と複数回にわたり性的行為を行っていたことが発覚。県が特別監査を実施したところ、加害職員は「同意の上での行為だった」と主張したのに対し、被虐待者は、「恐怖心があり抵抗できなかった」と主張し、双方の主張に食い違いがみられたが、同意の有無にかかわらず、業務時間中の行為であり、性的虐待にあたる判断した。県の監査の結果、法人内の別の事業所においても複数の虐待が認められたことから、法人に対して行政処分（改善命令）を行った。なお、被虐待者は、加害職員に対する処罰感情はなく、被害届も提出されなかったため、本事案は刑事事件には至らなかった。

#### 5 県の対応経過

通報の受理・安全確認	法人からA市へ虐待通報。被虐待者から相談を受けた法人が、被虐待者及び加害職員から聞き取りを行った結果、性的虐待が認められたとの内容。 通報を受けたA市から県へ今後の対応について相談があり、被虐待者の障害福祉サービス利用の支給決定をしているB市へA市から連絡するよう助言。なお、被虐待者は他の事業所に移り、加害職員と接触できない状況であり、被虐待者の安全は確保されていることを確認した。
法人からの報告 (通報後5日)	法人から県へ経過報告。
事実確認 (通報後6日)	B市による被虐待者及び加害職員への聞き取り調査を実施(県も同席)。
県への報告 (通報後26日)	B市から障害者虐待が認められた事案として報告書を受理。

事実確認 (通報後34日)	B市からの虐待報告を受け、特別監査を実施(通算3日)。
結果	法人運営が著しく適正を欠く状態が認められたため、県は法人に対する改善命令を行い、当面の間、新規入所者の受け入れ停止の処分を行った。

## 6 虐待が発生した背景

利用者の障害特性の共有不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>被虐待者は男性職員への依存が強く、自分の気に入った男性職員に対して親密な関わりを求めてしまう傾向があったが、虐待職員は被虐待者のこのような特性を理解しておらず、好意を持たれていると勘違いし、性行為に及んでいる。</li> <li>以上の特性について、法人側は把握していたにもかかわらず、職員間で十分共有されていなかった。</li> </ul>
職業倫理の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉従事者として、利用者と対等な関係を築くための職業倫理が欠如しており、法人としても職業倫理の徹底が不十分であった。</li> </ul>

## 7 県の対応

改善命令の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の障害特性等の状況を把握し、安全に配慮した事業所運営を行うこと。</li> <li>利用者の障害特性を職員間で十分共有するとともに、利用者処遇や職員のモラルについて、再度職員研修を徹底すること。</li> </ul>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8 法人の主な対応

運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会、評議会での虐待防止研修を実施した。</li> <li>虐待防止委員会のあり方を検討し、虐待事案の発生防止及び発生予防を重視する体制に変更した。また、虐待防止委員会が虐待防止に関する通信を月1回発行し、各事業所へ周知している。</li> <li>外部委員で構成された虐待防止委員会において、再発防止策を検討した。</li> <li>各事業所で月に1回、全職員が参加して虐待防止委員会が発行する通信の読み合わせを行うとともに、虐待防止チェックリストを用いて業務の振り返りを実施している。</li> <li>職員個人の携帯電話での利用者とのやり取りを防止するため、業務用携帯の整理と増設を行うとともに、利用者及び家族に対して連絡先を事業所用携帯に統一する旨の通知を出した。</li> <li>虐待が認められた事業所を対象に第三者評価を実施した。</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援のスキルアップを図るために、ケアマネジメント手法による事例検討の研修を実施した。</li> <li>経験が浅い男性職員に対して、利用者との適切な距離感のとり方を学ぶ研修を実施した。</li> <li>職業倫理についての事業所内研修を実施した。</li> </ul>



利用者及び家族への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待者へ謝罪を行った。</li> <li>・利用者や家族に対する説明会を実施した。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内の全事業所について虐待行為等の調査を実施し、その結果を県へ報告した。</li> <li>・福祉系大学の教員・学生による利用者アンケートを実施し、利用者の潜在的な困りごと等の把握に努めた。</li> <li>・懲戒審査会を開催し、虐待職員の懲戒解雇処分を行った。</li> </ul>

## 9 考察・分析

利用者の生活の場について	今回虐待が発生した事業所は、男女の利用者が同じ棟内で宿泊しており、異性の職員が1人で宿直に入ることもあった。生活の場を物理的に男女別にし、同性職員を配置する等、物理的に虐待を未然に防止するための工夫が必要である。
利用者との職員の距離感について	法人では、職員個人の携帯電話番号やメールアドレスを利用者に教えることを禁止していたにもかかわらず、虐待職員は個人の携帯電話番号やメールアドレスを利用者に教え、業務外でも連絡を取り合っていた。職員と利用者の距離が近づくことで、利用者と職員間のトラブルに発展する可能性もあるため、利用者と職員が適度に距離を保つためのルールを作るとともに、確実に運用される仕組みが必要である。
性に対する支援のあり方や障害特性の理解	性的虐待においては、性的行為（性交、性器への接触、裸にする、キスをする等）に同意しているように見える場合であっても、利用者本人の判断能力が不十分であったり、職員との間に力の差があったりすることを考えると、性的行為に対する「真意からの同意」は現実的にはほとんどありえないと考えられる。（出典：障害者虐待防止法活用ハンドブック 民事法研究会）特に知的障害者の中には、異性と親密な関わりを持つことが性的行為につながることを想定できないという障害特性が認められることもあり、性的被害に遭う危険性も高い。よって、障害福祉サービス等事業者は、知的障害者が性的被害に遭わないよう未然の防止策を講じるとともに、職員が上記のような障害特性を正しく理解するための研修等を実施していくことが必要である。

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

## 第一章 総則（第一条—第六条）

## 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）

## 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）

## 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）

## 第七章 雑則（第四十条—第四十四条）

## 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

### 附則

#### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### (障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

### 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

#### (養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びそ

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。))又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

- 3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同條第一項の規定による通報又は同條第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八條 都道府県及び前條第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九條 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第七章 雜則

(周知)

第四十條 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二條 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三條 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八條の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四條 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自

立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

### (検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

### (調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。